

令和3年度第11回総会（月例）議事録

日 時	令和4年2月28日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （12名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 中村 秀彦 福永 大悟 堀之内 薫
招集外委員 （7名）	有村 伊智博 上四元 正昭 弟子丸 宗一 永尾 寛 鳩宿 隆雄 室屋 智美 横峯 明人
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 専門員 矢崎、大西 主 査 水盛、帖地、有村 主 事 塩田 主 任 水口、山本、西、平川
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>今回の総会は、事前にご案内したとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、出席委員を縮小し、また、開催時間を短縮するため、議案の発表は行わず、補足説明のみ事務局から行うこととします。さらに、報告事項につきましては、お目通しいただくことをもって報告とさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中12人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、園山委員、豊留委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題1「農地法第3条許可申請に関する件」、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 1 5 件	
議 長	<p>それでは、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>4 ページ、番号 1 5 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7 番委員離席後)</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 1 5 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p>

		<p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 5ページ 2件</p>		
議	長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。補足説明があります。吉田支局お願いします。</p>
吉	田	<p>番号2について補足して説明いたします。 番号2の通路は平成20年10月24日に農地法第5条の許可を受けて、通路として使用していましたが、名義変更のみ行い、登記地目の変更を行っていなかったため、今回、農地法第5条の番号12で一般住宅を建築するにあたり、市道への通路として使用するため、申出書が提出されています。 以上、説明を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～11ページ 19件</p>		
議	長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。補足説明があります。谷山支局お願いします。</p>
谷	山	<p>番号4について補足説明いたします。 雨水につきましては、申請地に隣接する貸人の所有する北側雑種地から農道側溝へ流します。 以上です。</p>

議 長	次に、吉田支局お願いします。
吉 田 支 局	番号12について補足して説明いたします。 番号12の住宅は道路に接していませんが、隣接する別件農地法第4条の通路を通り、市道へ出入りするもので、雨水等も市道の側溝へ放流します。 以上、説明を終わります。
議 長	次に、喜入支局お願いします。
喜 入 支 局	番号14について、補足して説明いたします。 申請地は道路に接していませんが、申請地への出入りについては、西側にある雑種地を通り受人が所有している土地を通して、隣接する市道に出入りします。 以上です。
議 長	次に、松元支局お願いします。
松 元 支 局	この件につきまして、補足説明を行います。 申請地は、松元支所から東南へ約3.0kmに位置する第3種農地(都市計画用途地域内農地)に該当します。 申請者は、申請地を取得し植林として申請するものです。 申請地は、道路に接していませんが、譲渡人が所有する敷地内を通して、市道に出入りします。 以上で補足説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「9番委員」挙手あり〕 はい、9番委員どうぞ。
9 番 委 員	今回、この第5条では取下げが1件出ておりますが、取下げの番号は2ですよ。そうしますと、順番に繰り上がらないのでしょうか。もし、実務上も繰り上げる必要もないということであれば構わないのですが、番号の問題です。
事 務 局	今回の取下げに関しては、議案書発送直前に申請人から取下げがありまして、申請番号が変わることによって、関連番号等といったものの変更が出る可能性があるものですから、取下げ表記という形での議案書発送をさせていただきました。以上です。

9 番 委 員	<p>問題ないんですね。</p> <p>次に、番号7ですが、備考欄に隣接する宅地と一体利用、総面積445.86㎡となっておりますが、宅地の部分が2.86㎡ということでもいいのですか。</p>
谷 山 支 局	<p>2.86㎡は、入口のほぼ隅切りのような場所で、一体利用というふうに書いてあります。入口の部分というふうに理解していただければと思います。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>次に、番号19ですが、排水路、緩衝地とありますが、緩衝地とはどういうものですか。この申請は、既にある住宅用地の為の転用なのですか。</p>
松 元 支 局	<p>番号19につきましては、1月28日の総会におきまして、建売住宅12棟ということで、審議済でございます。それに関する流末の関係で、その時にも補足説明いたしましたが、その分の排水路でございます。排水路の緩衝地でございますが、法面部分になります。以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4.非農地認定に関する件 12ページ～14ページ 12件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 5 . 農地利用変更届出に関する件 15 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 5 . 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5 . 「農地利用変更届出に関する件」1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題 5 . 農用地利用集積計画に関する件 16 ページ～44 ページ 53 件	
議 長	<p>次に、議題 5 . 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 17 ページから 18 ページ、番号 2、3 号につきましては、18 番委員自身の親族が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、18 番委員におかれましては、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>18 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(18 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 2、3 号につきまして、お目通しをお願いします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9 番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>この基盤強化法第 19 条で、所有権移転が何件か出ておりますが、3 条許可でなくて、この 19 条による所有権移転というのは、どのようなメリット、デメリットがあるのですか。</p>
事 務 局	<p>鹿児島市においては、利用権設定による所有権移転の方は、認定農業者の方に限ってやっているところではあります。メリットといたしましては、税制の譲渡取得の関係及び不動産登記につきましては、嘱託登記で鹿児島市の方が行ったり、登録免許税の軽減があったりということがございます。詳細につきましては、資料の方を後日提出させていただきたいと思っております。以上です。</p>

9 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」番号2、3号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（18番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>41ページ、番号46号につきましては、8番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、8番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんが、今回は出席委員数を最小限にした関係で出席されておりませんので、続けて審議を行います。</p> <p>残りの51件につきまして、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7 . 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2 件	
議 長	<p>次に、議題 7 . 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9 番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号 1 ですが、送配電鉄塔用地と思いましたが、要件別検討結果を見てもと、既存施設の周囲を保全用地として確保するためというふうに書いてありますが、もう既に鉄塔が建っているのでしょうか。</p>
喜 入 支 局	<p>鉄塔は既に建っております。</p>
9 番 委 員	<p>建っているけど、その周りを買うということになるのですか。</p>
農 政 総 務 課	<p>鉄塔については既に建っておりまして、その周囲を保全用地として除外を許可するものです。既に建っている鉄塔部分については、既に除外されていて、農用地区域には入っていないです。以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7 . 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8 . 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について
別冊資料 3 56 件

議 長	<p>次に、議題 8 .「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8 .「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」56 件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項、番号 1 から 5 につきましては、各自お目通しいただきますようお願いいたします。</p>
-----	---

報 告 事 項	
1．法務局から照会のあった農地等の現況について 45ページ～47ページ 3件	
2．農地法第3条の3届出専決に関する報告について 48ページ～50ページ 13件	
3．農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 51ページ～58ページ 23件	
4．農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 59ページ～60ページ 4件	
5．鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時22分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和3年度第12回総会(月例)開催日時は、 3月28日(月)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>令和3年度鹿児島県農業委員会大会で行う予定でありました永年勤続表彰につきましては、来月の総会終了後に行うこととしておりますので、よろしくお願いたします</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会(午前10時25分)</p>